

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第2項に基づく猟銃等射撃指導員の指定の解除に係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
処分基準 令和2年1月10日作成	処分基準 令和●年●月●日作成
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の3第2項	根拠条項：第9条の3第2項
処分の概要： <u>射撃指導員</u> の指定の解除	処分の概要： <u>猟銃等射撃指導員</u> の指定の解除
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項（ <u>射撃指導員</u> ）・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（ <u>射撃指導員</u> の基準）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項（ <u>猟銃等射撃指導員</u> ）・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（ <u>猟銃等射撃指導員</u> の基準）
処分基準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、 <u>内閣府令</u> に定める <u>射撃指導員</u> の指定の基準中 (1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2) 「相当な人格識見」とは、射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。	処分基準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、 <u>同規則</u> に定める <u>猟銃等射撃指導員</u> の指定の基準中 (1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2) 「相当な人格識見」とは、 <u>猟銃等の射撃</u> に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。

これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。

問 合 せ 先 : 住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177

備 考 :

これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。

問 合 せ 先 : 住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177

備 考 :